

答申第161号  
令和2年7月30日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、令和2年6月29日付け佐市市生第596号により諮問がありました「都市計画に関する政策立案のための分析及び開発許可制度の在り方の検証における住民の個人情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。